解散公告

当社は、平成二十四年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

佐賀県佐賀市南佐賀一丁目一三番一〇号

有限会社グッドウィル

清算人　古賀　康宣

解散公告

当社は、平成二十四年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

沖縄県名護市字運天原二一八番地

有限会社ウエチ農園

清算人　上地　吉三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

札幌市厚別区厚別中央二条五丁目四番三〇号　医療法人社団新札幌おおの整形外科

清算人　大野　恵一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

山形県長井市白兎一三四一番地一

社団法人白兎共栄会

清算人　稲葉　文雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月十四日開催の総会の決議により、同年九月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

茨城県つくば市房内二八九番四

社団法人機械技術協会

代表清算人　曽田長一郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

東京都稲城市坂浜二九九六番地の二

財団法人稲城老人会館

代表清算人　吉田　快了

解散公告（第一回）

当法人は平成二十四年九月二十一日開催の臨時総会の決議により同年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

神奈川県鎌倉市小袋谷二丁目一四番一四号

社団法人鎌倉市勤労者福祉サービスセンター

代表清算人　清川　正男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

岡山県総社市新本七〇八一番地の二

財団法人新本地区有山林管理会

清算人　渡邊　繁雄

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年九月二十八日を以って解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

札幌市中央区南一七条西九丁目二番四三号

財団法人札幌商工協会

代表清算人　髙山　勉

解散公告（第二回）

当農事組合法人は、平成二十四年八月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当農事組合法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

青森県弘前市大字十腰内字猿沢一五〇番地

農事組合法人津軽富士農牧場

清算人　木村　愼一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

宮城県仙台市太白区八木山香澄町二六番一号

社団法人宮城県テレビジョン放送中継施設整備協会　代表清算人　小田桐和久

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠乏により平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

島根県雲南市大東町大東一八六八番地

医療法人晴木医院

清算人　晴木　尚人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月一日開催の理事会の決議により平成二十四年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

高知県高知市旭天神町一六九番地二

財団法人ポッポ保育協会

清算人　小松　総理

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月三十日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

茨城県水戸市天王町二番四六号

財団法人茨城県海外殉難物故者慰霊碑保存会

清算人　嶋津孝二郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年八月二十四日開催の社員総会の決議並びに千葉県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

千葉県柏市柏二丁目二番四号

医療法人社団すみれ会

清算人　細田　直志

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年八月二十七日明石市長の認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月九日

兵庫県明石市大久保町大久保町一九五番地三

明石市上野土地区画整理組合

代表清算人　佐藤　利明

事業の一部譲渡の通知公告

金沢信用金庫は平成二十三年十二月十六日開催の臨時総代会の決議に基づき、北陸財務局長の認可を受けて、平成二十四年十月九日付で、その事業の一部である福光支店、福光中央支店、砺波支店の各支店事業を株式会社富山銀行（住所　富山県高岡市守山町二二番地）に譲渡しましたので、信用金庫法第八十九条にて準用される銀行法第三十六条により公告いたします。

平成二十四年十月九日

石川県金沢市南町一番一号

金沢信用金庫

理事長　忠田　秀敏